平成30年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 296 両 (55編成)
- (2) 年間走行キロ 37,077,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 243, 236, 700 人
- (4) 1 日平均輸送人員 666,400人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業 (収益的収入及び支出)
- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 54, 173, 588 千円 高速鉄道事業収益 第1款 第1項 営 業 収 益 44, 785, 128 千円 営 業 外 収 益 9,388,460 千円 第2項 支 出 45, 702, 430 千円 第1款 高速鉄道事業費 第1項 営 業 費 用 36,661,484 千円 第2項 営 業 外 費用 9,010,946 千円 30,000 千円 第3項 予 備 費 (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,263,776 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補塡するものとする。)。

-1	-
収	
78	<i></i>

第1款 高速鉄道事業資本的収入25,146,200 千円第1項企業債19,334,000 千円第2項一般会計出資金2,676,000 千円第3項国庫相助金176,230 千円第4項一般会計組助金1,297,203 千円第5項その他収入1,662,767 千円支出出第1款高速鉄道事業資本的支出46,409,976 千円第1項建設改良費						•	
第2項 一般会計出資金 2,676,000 千円 第3項 国庫補助金 176,230 千円 第4項 一般会計補助金 1,297,203 千円 第5項 その他収入 1,662,767 千円 支 出 第1款 高速鉄道事業資本的支出 46,409,976 千円	第1款	高速銳	扶道事業	資本	的収入		25, 146, 200 千円
第3項 国 庫 補 助 金 176,230 千円 第4項 一般会計補助金 1,297,203 千円 第5項 そ の 他 収 入 1,662,767 千円 支 出 第1款 高速鉄道事業資本的支出 46,409,976 千円	第1項	企		業		債	19,334,000 千円
第4項 一般会計補助金 第5項 その他収入 支出 第1款 高速鉄道事業資本的支出 1,297,203 千円 1,662,767 千円	第2項	-	般 会	計	出資	金	2,676,000 千円
第5項 そ の 他 収 入 1,662,767 千円 支 出 第1款 高速鉄道事業資本的支出 46,409,976 千円	第3項	国	庫	補	助	金	176,230 千円
支 出 第 1 款 高速鉄道事業資本的支出 46,409,976 千円	第4項	_	般 会	計	補助	金	1,297,203 千円
第1款 高速鉄道事業資本的支出 46,409,976 千円	第5項	そ	\mathcal{O}	他	収	入	1,662,767 千円
				支		出	
第1項 建 設 改 良 費 16,842,329 千円	第1款 高速鉄道事業資本的支出					46, 409, 976 千円	
	第1項	建	設	改	良	費	16,842,329 千円

(債務負担行為)

第2項

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

金

29,567,647 千円

限度

額

企 業 債 償 還

事 項 期 間

営業区間施設改良工事 平成31年度から 18,700,000千円 平成35年度まで 18,700,000千円

営業区間施設管理委託 平成31年度から 平成32年度まで 600,000千円

(企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - (1) 起債の目的 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。
 - (2) 限 度 額 17,113,000 千円

建 設 改 良 費 充 当 企 業 債 12,334,000 千円 資 本 費 平 準 化 債 3,793,000 千円 特 例 債 986,000 千円

- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は平成30事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還 額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 3,878,795 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、170,000 千円と定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文 子